

# 基本刑法 I

総論

第3版

大塚裕史・十河太郎・塩谷毅・豊田兼彦[著]

簡易問題集

日本評論社

『基本刑法 I 総論 (第 3 版)』簡易問題集

※以下のQは、大塚裕史・十河太朗・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論 (第 3 版)』に掲載されている【設問】を抜粋したものです。解説は本書に掲載されています。

また、末尾に各Qと本書【設問】の対応関係を示しています。

- Q 1 Xは、河川敷において、食用の目的で、クロスボウ (洋弓銃) を使用してカモを狙って矢を4本発射したが1本も命中しなかった。Xに (旧) 鳥獣保護法違反の罪は成立するか。
- Q 2 福岡県青少年保護育成条例は、18歳未満の者を「青少年」と定義した上で、「何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつの行為をしてはならない」と規定し、その違反者に対して2年以下の懲役または100万円以下の罰金を科している。「いん行 (淫行)」を処罰する本規定は、過度に広範ゆえに違憲無効か。
- Q 3 看護師であるXは、業務上知った患者の秘密を正当な理由なく漏示した。Xを秘密漏示罪 (134条1項) で処罰することができるか。
- Q 4 Xは、友人Aと飲酒した際、些細なことから互いに殴る蹴るの喧嘩になり、手拳で1回Aの顔を殴ったところ、Aは転倒し頭部を床に打ちつけ、収容先の病院で死亡した。Aは日頃から血圧が高く以前に心筋こうそくで倒れたことがあった。なお、Xは、行為当時、泥酔状態にあった。また、XはAから殴られたと思われる打撲傷のほかナイフ様のものでできたと思われる切傷を負っていた。Xの罪責を検討する手順を示しなさい。
- Q 5 Xは、自分の娘を殺害したAに復讐するため、Aに対する死刑執行の当日、執行官Yが執行ボタンを押そうとする直前に、Yを押しつけてそのボタンを押したので、Yが死刑を執行した場合と同時刻にAは死亡した。Xの行為と結果との間に条件関係は認められるか。
- Q 6 Xは、ホテルの一室内において、少女A (13歳) に覚せい剤の注射をしたところ、Aは次第に覚せい剤による錯乱状態に陥り、正常な起居の動作ができない重篤な心身の状態となったが、Xは、これが覚せい剤による強度の急性症状であることを十分認識しつつAを放置して約2時間後にホテルを立ち去った。その後、Aは同室内で覚せい剤

による急性心不全により死亡した。なお、Aが錯乱状態に陥った時点において、直ちに医療機関に連絡してAに救急医療の措置を受けさせていれば、十中八九、Aの救命は可能であった。Xに保護責任者遺棄致死罪が成立するか。

Q 7 X、Y、Aの3人はワインで乾杯することになり、テーブルのグラスにワインが注がれた。Aが電話のため席を外し、Yがトイレに行った際に、XはAのグラスの中に致死量の青酸カリの粉末を入れた。その後、Yが戻ってきたので、Xはトイレに行ったところ、今度は、YがAのグラスの中に致死量の青酸カリの粉末を入れた。電話から戻ったAはこのワインを飲んだため18時30分に死亡した。XおよびYの行為に条件関係は認められるか。

Q 8 XはAを殴って重傷を負わせたので、Aは治療を受けるため救急車で病院に向かったが、途中で救急車の交通事故のために死亡した。Xに傷害致死罪が成立するか。

Q 9 Xは殺意をもってAに日本刀で切りつけ傷害を負わせたので、Aは治療を受けるため救急車で病院に向かったが、途中で救急車の交通事故のために死亡した。Xに殺人罪が成立するか。

Q10 Xは、軽傷を負わせるつもりでAの右腕を切りつけた。傷自体は非常に軽いものであったが、Aが血友病にかかっていたため、血が止まらなくなり、出血多量で死亡した。XはAが血友病にかかっていることを知らなかった。Xに傷害致死罪が成立するか。

Q11 Xは、1月15日午後8時から9時頃までの間、自己の営む三重県内の飯場において、Aの頭部を洗面器の底や皮バンドで多数回殴打するなどの暴行（第1暴行）を加えた結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、Aの血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血を発生させて意識消失状態に陥らせた後、同人を暴行現場から100km離れた大阪市住之江区南港所在の建材会社の資材置場まで自動車で運搬し、午後10時40分頃同所に放置して立ち去った。その後、第三者Yが、同所でうつぶせ状態で倒れていたAの頭頂部を角材で数回殴打する暴行（第2暴行）をさらに加えた。翌日未明、Aは内因性高血圧性橋脳出血により死亡した。なお、鑑定により、第2暴行は、既に発生していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与える程度のものであることが判明した。Xに傷害致死罪は成立するか。

Q12 Xは、自動車を運転中過失でAをはねて重傷を負わせたが、その場にAを放置して逃げた。Aを救助しなかったというXの不作为について、不作为による殺人罪（の実行行為）を基礎づける作為義務（Aを救助する義務）が認められるか。

- Q13 Xは、自動車を運転中過失でAをはねて重傷を負わせ、Aを救護するため自動車に乗せて病院へ向かったが、途中で刑事責任を問われることを恐れ、Aを適当な場所に遺棄して逃走しようと考え、Aが死んでもかまわないと思いながら（殺意をもって）走行しているうちに、Aが死亡した。Aを救助しなかったというXの不作为について、不作为による殺人罪（の実行行為）を基礎づける作為義務（Aを救助する義務）が認められるか。
- Q14 シャクティ治療（手の平で患部を叩いてエネルギーを患者に通すことにより患者の治癒力を高めるといふ独自の治療）を施す者として信奉者を集めていたXは、重篤な患者A（Xの信奉者）の親族B（同じくXの信奉者）からAに対するシャクティ治療を依頼され、Bに指示して入院中のAを病院から運び出させた上、殺意をもって、ホテルの客室で必要な医療措置を受けさせないままAを放置して死亡させた。この場合、必要な医療措置を受けさせずにAを放置したXの不作为について、不作为による殺人罪（の実行行為）を基礎づける作為義務（Aに医療措置を受けさせる義務）の根拠として、どのようなものが考えられるか。
- Q15 会社の営業所で残業していたXは、仮眠中、自分が机の下に放置していた火鉢から書類や机に火が燃え移ったにもかかわらず、自己の失策が発覚するのを恐れて、そのまま立ち去った。その結果、営業所建物が全焼した。燃え移った火を消さなかったというXの不作为について、不作为による放火罪（の実行行為）を基礎づける作為義務（消火義務）が認められるか。
- Q16 Xは、少女Aをホテルの客室に連れ込んでAに覚せい剤を注射したところ、Aが錯乱状態に陥ったが、覚せい剤使用の発覚を恐れ、殺意なく、Aを放置したまま立ち去った。その後、Aは、覚せい剤による急性心不全で死亡した。鑑定の結果、Aが錯乱状態に陥った時点で直ちに救急医療を要請していれば、同女の救命は合理的な疑いを超える程度に確実であったことが判明した。この場合、Aを救助しなかった不作为とAの死亡との間に因果関係（死亡結果の回避可能性）があったといえるか。
- Q17 会社代表者Xは、実父の公衆浴場営業を会社において引き継いで営業中に、県係官の教示により、当初の公衆浴場営業を実父から会社に変更する旨の公衆浴場営業許可申請事項変更届を県知事宛に提出し、受理された旨の連絡を県議を通じて受けたため、会社に対する営業許可があったと認識して営業を続けた。しかし、本来は新規の営業許可届でなければならないのでこの変更届受理には重大な瑕疵があり、許可としては無効であった。Xは顧問弁護士から「公衆浴場の許可は人的許可であるから名義の変更は不

可能である」というアドバイスを受けていた。Xに公衆浴場法8条1号の無許可営業罪における無許可営業の故意は認められるか。

Q18 Xは、Aを殺害しようとしてピストルを発射したが、弾丸はAに命中するとともに、意外にも傍らにいたBにも命中して、Aは負傷し、Bは死亡した。Xの罪責を論じなさい。

Q19 Xは、Aを殺害しようとしてピストルを発射したが、弾丸はAに命中するとともに、意外にも傍らにいたBにも命中して、Aは負傷し、Bは即死したが、その後、入院中のAも死亡した。Xの罪責を論じなさい。

Q20 Xは、Aを殺害しようとしてピストルを発射したが、弾丸はAに命中するとともに、意外にも傍らにいたBおよびCにも命中して、Aが負傷し、BとCは共に死亡した。Xの罪責を論じなさい。

Q21 X女は、夫の先妻の子Aを殺害しようと思い、午前2時頃、熟睡中のAの頸部を細い麻縄で絞めた。すると、Aが動かなくなったので既に死亡したと思い、犯行の発覚を防ぐ目的で、麻縄を解かないままAを1.5 km程度離れた海岸の砂上に運び放置して帰宅したところ、Aは海岸の砂末を吸引して窒息死した。Xの罪責を論じなさい。

Q22 Xは、生きているAを既に死亡したと思って山中に遺棄した。Aは、偶然通りかかった通行人により発見され一命をとりとめた。Xの罪責を論じなさい。

Q23 Xは、覚せい剤を輸入するつもりで、麻薬（ヘロイン）を覚せい剤と誤認して輸入した。Xの罪責を論じなさい。

Q24 乳幼児用のドライミルクを製造していた甲乳業は、粉乳の安定剤として第2リン酸ソーダを用いており、それを乙産業から購入していた。乙産業は、1955年に、丙製薬が第2リン酸ソーダ類似の商品を第2リン酸ソーダとして販売していたものを購入し、甲乳業に納入することになった。その中には多量の砒素が含まれていたが、外観はこれまでの正常なものと変わらなかったため、甲乳業の工場長Xと製造課長Yは、これを用いてドライミルクを製造し、販売した。そのため、乳幼児200名以上が死亡、1万3,000人が中毒症状を起こした。XおよびYに業務上過失致死傷罪は成立するか。

Q25 Xは、助手席にAを乗せて軽トラックを運転中、人通りが多く、制限速度40kmの道路を時速約80kmで走行したところ、ハンドル操作を誤り、信号に衝突した。その結

果、Aは傷害を負った。また、軽トラックの荷台にはXの知らない間にBとCが乗りこんでおり、衝突によりBとCは死亡した。Xに過失運転致死傷罪は成立するか。

Q26 鉄道のトンネル内における電力ケーブルの接続工事にあたったXが、ケーブルに特別高圧電流が流れる場合に発生する誘起電流を接地するための大小2種類の接地銅板のうちの1種類をY分岐接続器に取り付けるのを怠ったため、誘起電流が、大地に流されずに、本来流れるべきでないY分岐接続器本体の半導電層部に流れて炭化導電路を形成し、長期間にわたり同部分に集中して流れ続けたことにより、半導電層部が炎上して電力ケーブルの外装部に燃え移り、トンネル内に濃煙と有毒ガスがまん延した。そのため、トンネル内に進入してきた列車が停止するに至り、列車の乗客および乗務員のうち、1名が死亡し、42名が傷害を負った。なお、Y分岐接続器に取付けを怠ったときに炭化導電路が形成されることを予見することはできなかった。Xに業務上過失致死傷罪は成立するか。

Q27 Xは、タクシーを運転中、左右の見通しがきかない黄色点滅信号のある交差点に減速・徐行せずに時速約30~40kmで進入したところ、Aの運転する普通乗用自動車と衝突し、その結果、Xの車の後部座席に乗っていたBが死亡し、助手席に乗っていたCが重傷を負った。Aは対面信号機が赤色点滅であったのに約70kmで一時停止せずに進行していたことから、仮にXが時速10~15kmで交差点に進入していたとしても、A車との衝突は避けられなかった可能性がある。Xに過失運転致死傷罪は成立するか。

Q28 自動車を運転していたXは、前方不注意のため赤信号を見落とし、横断歩道を歩いていたAに直前に来て気づいたので、急ブレーキを踏もうとしたが、誤ってアクセルを踏んでしまい、Aをひいて死亡させた。このとき、Xの過失犯の実行行為はどの行為か。

Q29 Xは、児童ポルノと引き替えにお金を得る目的で、性的意図なく、7歳の女儿Aに対してAの陰部を触るなどのわいせつな行為をした。Xに強制わいせつ罪が成立するかを論じなさい。

Q30 Xは、最初からその気もないのに、Aに殴らせてくれればお金を払うと欺いて、殴られて軽いけがを負うことについてのAの承諾を得て、Aを殴って軽いけがを負わせたが、お金を払わなかった。Xに傷害罪は成立するか。

Q31 いわゆる中核派の学生であるXは、集会を開こうとした際、対立するいわゆる革マル派に属するAらの襲撃を受け撃退したものの、再びAらが襲撃してくることを予期して鉄パイプ等を準備していた。そして、Aらが再度攻撃してきたので、準備していた鉄

パイプを投げつけるなどしてAらに暴行を加えた。Xに正当防衛は成立するか。

- Q32 Xは、飼犬A（時価1万円）を連れて散歩中、地震による犬小屋倒壊により数日前から逃げ出していたYの飼犬B（時価20万円）がAに襲いかかったので、XはAを守るためBを撲殺した。Xの罪責を論じなさい。
- Q33 Xは、Aがいきなり日本刀で切りかかってきたので、防衛のためやむをえずAに向けてピストルを発砲したが、弾丸はAに命中せず、予想外にたまたまAのそばにいたBに当たりBが死亡した。Xの罪責を論じなさい。
- Q34 X女は、駅のホームにおいて、酒に酔っ払ったA男から執拗にからまれた末、胸から首筋の辺りを手をつかまれたので、Aをわが身から離そうとしてAの右肩付近を両手で突いたところ、よろめいたAは同ホーム下の電車軌道敷内に転落し、折から同駅に進入してきた電車の車体右側と同ホームとの間に挟まれて圧迫され、よって即時同所において死亡した。なお、ホーム上の周囲の乗客はAの侵害を見ていながら誰ひとりXを助けようとはしなかった。Xには傷害致死罪が成立するか。
- Q35 Xは、ゴミ捨てのことでAと口論となりAの顔を手拳で殴打して立ち去った。ところが、Aは自転車でXを追いかけXに追いつきXの背中を殴打した。予想もしない攻撃にびっくりしたXは護身用に携帯していた特殊警棒でAの顔面を殴打し傷害を負わせた。Xに正当防衛は成立するか。
- Q36 Aがアルミ製灰皿（直径19cm、高さ60cm）をXに向けて投げつけたので、XがAの顔を殴打した（第1暴行）。これによりAは転倒し後頭部を地面に打ちつけ動かなくなったにもかかわらず、Xは、憤激のあまり意識を失って仰向けに倒れているAに対し、その状況を十分認識しながら暴行を加え傷害を負わせた（第2暴行）。Aは、その後、第1暴行が原因で死亡した。Xに何罪が成立するか。
- Q37 Aが折り畳み机を持ち上げXに向けてひっくり返すように押し倒したので、Xは両手でこの机を受け止めた後Aに向かって押し返し、Aは指を負傷した（第1暴行）。Xは、押し倒された状態にあるAに対して馬乗りになって覆い被さり、Aの左ほほ付近を手拳で数回殴打した（第2暴行）。Xに何罪が成立するか。
- Q38 Xは、脇見運転していたため、自車の前を横切ろうとしたBを危うくひきそうになり、それを避けるため急にハンドルを左に切ったところ、Aをひいて死亡させてしまった。Xの罪責を論じなさい。

- Q39 Xは、レンタカーの車内で一酸化炭素中毒による自殺を企てたが、途中で心変わりして生き延びるために車外に出ようとしたところ、ドアが故障して開かなかったので、窓ガラスを叩き割ってガスを車外に出した。Xの罪責を論じなさい。
- Q40 Xは、Yに息子を誘拐され脅迫されたので、言われたとおりに銀行強盗をした。XがYの命令に逆らえば、息子を殺されるのは確実であった。Xの罪責を論じなさい。
- Q41 Xは、Aを殺すことを決意し、勢いをつけるために大量の酒を飲み、単なる泥酔を超えて病的に酩酊した後、殺意をもってAの腹部を包丁で刺し、Aを死亡させた。XがAの腹部を包丁で刺したとき、Xは心神喪失の状態であった。Xに殺人罪が成立するか。
- Q42 Xは、Aを殺すことを決意し、勢いをつけるために大量の酒を飲み、酩酊した後、殺意をもってAの腹部を包丁で刺し、Aを死亡させた。XがAの腹部を包丁で刺したとき、Xは心神耗弱の状態であった。この場合、Xに殺人罪が成立する。では、心神耗弱による刑の減軽は認められるか。
- Q43 Xは、居酒屋で、最初から飲酒運転をして帰るつもりで飲酒し、酩酊状態で自動車を運転して家に帰った。運転中、Xは心神耗弱の状態であった。この場合、Xに道交法上の酒酔い運転罪が成立する。では、心神耗弱による刑の減軽は認められるか。
- Q44 Xは、大量の酒を飲んで病的に酩酊し、心神喪失の状態に陥った後、Aを殺すことを決意し、直ちに殺意をもってAの腹部を包丁で刺し、Aを死亡させた。XがAの腹部を包丁で刺したとき、Xは心神喪失の状態であった。Xに殺人罪が成立するか。
- Q45 Xは、居酒屋で飲酒し、酩酊して心神耗弱の状態になった後に飲酒運転の意思を生じ、この状態で自動車を運転して家に帰った。Xには道交法上の酒酔い運転罪が成立するが、心神耗弱による刑の減軽は認められるか。
- Q46 Xは、自分が経営する飲食店の宣伝のために百円札に似たサービス券を作成することを思いつき、警察署に赴いて知り合いの巡査に助言を求めたところ、誰が見ても本物と紛らわしくない物にするよう具体的な助言を受けたが、その助言を軽視して紛らわしい外観をもつサービス券Aを作成してしまった（第1行為）。その後、Xはできあがったサービス券を同警察署で配布したが、格別の注意を受けなかったことからますます安心し、同種のサービス券Bを作成した（第2行為）。Yは、Xの話を信頼し、独自の調査をせず類似のサービス券Cを作成した。XとYに通貨等模造罪が成立するか。



- Q47 Xは、金品を盗む目的でA宅に侵入し、ダンスの中を物色していたところ、財布を見つけたので、これを持ち去ろうと手を伸ばしたが、Aに見つかったため、何も盗らずに立ち去った。窃盗罪の実行の着手があったといえるか。どの時点であったといえるか。
- Q48 Xは、窃盗の目的で、A方の土蔵に侵入しようとして、同家の邸宅内に入り、土蔵の壁の一部を破壊したが、家人に発見されたため侵入を断念して逃走した。土蔵に侵入しようとして土蔵の壁の一部を破壊した時点で窃盗罪の実行の着手が認められるか。
- Q49 Xは、Aを殺害するため、毒入りの砂糖を遠隔地にあるA宅に郵送し、Aが受領したが、調理の際に異常に気づき、食べるには至らなかった。殺人罪の実行の着手は、どの時点で認められるか。
- Q50 医師Xは、患者Aを殺害するため、看護師Yに対し、毒入りの注射器であることを秘して、それをAに打つように指示したが、YがAのところへ行く前に毒入りと気づき、この注射器を捨てたため、Aの殺害は失敗に終わった。Xに殺人未遂罪が成立するか。
- Q51 Xら数名は、Xの夫Aを事故死に見せかけて殺害し生命保険金を詐取しようと考え、クロロホルムを使ってAを失神させた上、Aを車ごと海に転落させて溺死させる計画を立てた。この計画に基づき、Xらは、Aにクロロホルムを吸引させてAを失神させた上（第1行為）、Aを乗せた車を約2km離れた場所で事故に見せかけて海中に転落させて沈め（第2行為）、Aを死亡させた。ところが、死因は特定できず、Aは第2行為以前に第1行為により死亡していた可能性があった。第1行為により死亡していたとしても、Xらに殺人罪が成立するか。
- Q52 Xは、Aの財布をすろうとしてズボンのポケットに手を突っ込んだが、Aが財布を持ち合わせていなかったため、目的を果たせなかった。Aの財布がすられる危険性は認められるか。
- Q53 Xは、Aを殺すために、食事に硫黄の粉末を混ぜて食べさせた。Aが死亡する危険性は認められるか。
- Q54 Xは、就寝中のAを殺すために、深夜、ふだんAが寝ているベッドに向けて拳銃を発射した。しかし、たまたまAが外出中であつたため、目的を果たせなかった。拳銃を発射したXの行為について、殺人の危険性が認められ、殺人未遂罪が成立するか。

- Q55 Xは、YがAを殺そうとして拳銃を発射し命中させたのを知り、その直後、Yに加勢するため、とどめを刺すつもりでAの腹部を日本刀で突き刺した。ところが、鑑定の結果、AはYの行為によって既に死亡していたことが判明した。Xの刺突行為について、殺人の危険性が認められ、殺人未遂罪が成立するか。
- Q56 Xは、勤務中の警察官から拳銃を奪取し、Aに向けて引き金を引いたが、たまたま実弾が装てんされていなかったため、発射されなかった。Aに向けて拳銃の引き金を引いたXの行為について、殺人の危険性が認められ、殺人未遂罪が成立するか。
- Q57 プライドの高い殺し屋Xは、狙った相手は必ず1発でしとめ、2発以上発射しないという方針をもっていた。Xは、Aに向けてピストルを発射したが、外れてしまった。2発目を発射することは物理的には可能であったが、Xは、プライドが許さず、2発目を発射しなかった。2発目を発射しなかったXの不作为は、中止行為といえるか。
- Q58 殺し屋Yは、ピストルを2発発射してAを殺す計画で、Aに向けてピストルを1発発射したが外れ、2発目を発射しようとしたが、ピストルの故障で発射できなかったため、発射するのをあきらめた。2発目を発射しなかったYの不作为は、中止行為といえるか。
- Q59 Zは、Aに向けてピストルを発射したが外れ、弾もなくなってしまった。Zは、弾を家まで取りに帰り、翌日もう一度Aに向けて発射することが可能であり、また、そのつもりであったが、家に帰った後、気が変わってやめた。ピストルの発射をやめたZの不作为は、中止行為といえるか。
- Q60 Xは、殺意をもってAに睡眠薬を飲ませたが、その後翻意して警察官に通報し、その助力を得てAを病院に収容した。その結果、Aは一命を取りとめた。Xは、「犯人自身が防止したのと同視できるだけの努力」を尽くしたといえるか。
- Q61 Xは、殺意をもってAの左腹部を包丁で突き刺し、肝臓に達する刺創を負わせたところ、Aが「痛い痛い」と泣きながら「病院へ連れて行ってくれ」と哀願したため、Xが自分の運転する自動車ですぐに病院に連れて行き、医師の手に引き渡したため、Aは一命を取りとめた。しかし、Xは、病院到着前の車内でAに対して刺したことを言わないように頼み、病院に到着した後には、XとAの共通の友人やAの母らに、犯人は自分ではなく、誰かわからないが他の者に刺されていたと嘘を言ったほか、病院に到着する直前に凶器の包丁を川に投げ捨てて犯跡を隠蔽しようとしていた。Xは、「犯人自身が防止したのと同視できるだけの努力」を尽くしたといえるか。

- Q62 Xは、ピストルを2発発射してAを殺そうとして1発目を発射し、それが命中してAを殺したと思ったので、2発目の発射をやめたが、実は1発目は命中していなかった。Aは、死んだふりをしていたのである。2発目を発射しなかったXの不作為は、中止行為といえるか。
- Q63 XとYは、線香を使った時限発火装置を用いて放火することを計画した。Xは、Yが線香に点火したのを認識したが、放火の時刻が遅く発火が明け方に及ぶおそれがあり、犯罪の発覚を恐れて、自ら媒介物を除去し、放火が既遂に至る前に消火した。Xの中止行為に任意性は認められるか。
- Q64 Xは、小雪の降る中、Aに対し強制的性交をする目的で、その下着を脱がせた上、強制的性交しようとしたが、Aの露出した肌が寒気のため鳥肌立っているのを見て欲情が減退したため、強制的性交を中止し、強制的性交は未遂にとどまった。Xの中止行為に任意性は認められるか。
- Q65 Xは、Aに対し強制的性交をしようとしたが、Aから「やめて下さい」などと哀願されたため、強制的性交を中止し、強制的性交は未遂にとどまった。Xの中止行為に任意性は認められるか。
- Q66 Xは、殺意をもってAの頸部をナイフで1回突き刺したところ、Aが口から多量の血を吐き出しているのを見て驚愕すると同時に「大変なことをした」と思い、直ちにタオルをAの頸部に当てて止血し、電話で救急車の派遣などを依頼した上、救急車の到着を待ってAを救急車に運び込んだ。Aは、病院で治療を受けた結果、一命を取りとめた。Xの中止行為に任意性は認められるか。
- Q67 Xは、ホストクラブでホストをしていたが、客であった被害者Aが遊興費を払うことができなかったことから、Aに対して激しい暴行、脅迫を繰り返して支払いを迫っていた。そのうち、自己と偽装結婚させたAが自分のことを極度に畏怖しているのに乗じて、Aに多額の生命保険をかけた上で事故死に見せかけた方法で自殺させ、保険金を入手しようと企てた。そこで、Xは、自己の言いなりになっていたAに対して、車を運転させ、車ごと海中に飛び込むことを命じた。Aは、自殺する気持ちにはならなかったものの、死亡を装ってXから身を隠す以外に助かる方法はないと考え、命じられるままに深夜の海中に車ごと飛び込んだが、思惑どおり助かった。車ごと海に飛び込めば、その際の衝撃で負傷するなどして脱出に失敗する可能性は高く、脱出に成功したとしても、冷水に触れて心臓麻痺を起こすなどして死亡する危険性は極めて高かった。Xの罪責を論じなさい。

- Q68 Xは、たまたまAと空手の達人Yが不仲であることを知り、内心ではAがYに返り討ちにあって殺されることを期待しつつ、Aにナイフを手渡してYを襲うよう唆した。血気にはやるAはナイフでYに襲いかかったところ、Yの回し蹴りによって蹴り殺された。Xの罪責を論じなさい。
- Q69 XとYは、高齢者から金銭を騙し取ろうと企て、その具体的な方法を2人で相談して決めた。Xは、その計画どおりに、高齢者のAに息子を装って電話をかけ、「借金を返済しなければならぬから100万円を振り込んでほしい」と虚偽の事実を述べて錯誤に陥れ、Aに指定した預金口座に100万円を振り込ませた。X、Yにはどのような罪が成立するか。
- Q70 Xは、先輩のYとZから一緒に銀行強盗をしようと誘われ、気が進まなかったが、先輩の頼みであることから仕方なく応じた。奪取した金額の10%をXが受け取り、残りの90%はYとZが折半することとなった。YとZが犯行計画を立てている場にXも同席していたが、Xは何も発言しなかった。YとZは、A銀行B支店の警備体制を調べるとともに、拳銃や鞆などを用意した。X、Y、Zは、A銀行B支店に赴き、Xは、YとZの指示に従い、現場付近で見張りを担当し、その間にYとZは銀行の行員Cを拳銃で脅して現金200万円を奪取した。X、Y、Zにはどのような罪が成立するか。
- Q71 暴力団の組長Xは、組員Yに対し、敵対する暴力団の組長Aを殺害するよう命令した。Yは、その命令に従い、Aを射殺した。X、Yにはどのような罪が成立するか。
- Q72 Z、W、Vは、B殺害を決意し、3人で相談して殺害の具体的な方法を取り決めた。その結果、全員が現場に行くと目立つので、射撃の得意なZが単独で現場に行き、Bを射殺することになり、Zはこれを実行した。Z、W、Vにはどのような罪が成立するか。
- Q73 工事作業員であるXとYが建築現場であるビルの屋上から交互に鉄材を投下する作業をしていたところ、Xの投下した鉄材が歩行者Aに当たり、Aは死亡した。XとYにはどのような罪が成立するか。
- Q74 Z社の製造販売した子ども用遊具に構造上の欠陥があり、遊具を使用した子どもが負傷する可能性があることが判明したため、W、Vら10人で構成されるZ社の取締役会において遊具の回収の問題が取り上げられた。Wは、「念のため遊具を回収してはどうか」と提案したが、Vら他の9名の取締役は、回収する必要はないという意見を述べた。そのため、Wも、「他の取締役がそう言うなら回収しなくても大丈夫だろう」と思

い、結局、そのまま放置することとなった。すると、Z社が製造販売した遊具で遊んでいた子どもBが、遊具の欠陥が原因で傷害を負った。W、Vらにはどのような罪が成立するか。

Q75 C宅の屋根のトタン板補修作業をしていたUとTは、休憩時間に屋根の上で喫煙をした。休憩時間が終わり、UとTがその場を離れた後、煙草の火の不始末により屋根に火が燃え広がった。しかし、UとTのいずれの煙草が出火原因かは特定できなかった。U、Tにはどのような罪が成立するか。

Q76 看護師Xは、患者Aと間違えて患者Bを手術室に運んだ。執刀医Yも、確認を怠り、患者の取違えに気づかず、BをAであると思い、Bに対して手術を行った。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q77 XとYは、共謀の上、A宅に押し入り、XがAにナイフを突きつけて脅し、その間に、Yが金品を奪った。その際、Xは、誤ってナイフでAに傷害を負わせた。XとYは、強盗の際に誰かを殺傷するという共謀はしていなかった。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q78 Xは、YにA殺害を依頼したところ、Yはこれを承諾し、Aに向けてピストルを発射したが、弾は命中しなかった。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q79 Zは、WにB殺害を依頼したが、Wはこれを断った。Z、Wにはどのような罪が成立するか。

Q80 Xは、13歳のYにAに傷害を負わせるよう指示し、Yはこれを実行した。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q81 ZがBを棒で殴打するようWに指示し、Wがこれを実行しようとしてBに近づいたところ、突然Bが刃物を持ってWに襲いかかってきた。Wは、とっさにZの指示を思い出し、自分の身を守るため棒でBを殴り、傷害を負わせた。Z、Wにはどのような罪が成立するか。

Q82 XがYに対し、窃盗を行うよう唆したところ、Yは、強盗を実行した。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q83 賭博の常習者でないZが常習者のWを唆して賭博をさせた。Z、Wにはどのような罪

が成立するか。

Q84 XはAに対し、A自身を傷つけるよう唆し、Aはこれを実行した。Xにはどのような罪が成立するか。

Q85 YがZに「自分を殺してくれ」と依頼したところ、Zは、これを承諾し、Yを殺害しようとしたが、未遂に終わった。Yにはどのような罪が成立するか。

Q86 Xは、Yを陥れるために、最初から未遂に終わらせるつもりで、Yに対しAから財物を窃取するよう唆す一方で、警察に通報し、Yの犯行の最中にYを逮捕させた。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q87 Zは、致死量に達しない毒物であるので死亡することはないと思いつつ、Wに対し、その毒物でBを殺害するよう教唆した。Wが殺意をもってBにその毒物を飲ませたところ、Zの予期に反し、毒物の作用とBの体調不良とが相まってBが死亡した。Z、Wにはどのような罪が成立するか。

Q88 Xは、YがA宅に空き巣に入ろうと計画しているのを知り、YにA宅の合鍵を手渡した。Yは、合鍵がなくても何とかしてA宅に侵入しようとは思っていたが、合鍵をもらったので意を強くしてA宅に向かった。しかし、A宅の玄関には鍵がかかっておらず、Yは合鍵を使わずに空き巣を遂行した。Xにはどのような罪が成立するか。

Q89 Zは、WがBに対して強盗しようとしている現場に出くわしたので、Wを手助けしようと思い、Wが強盗を遂行している間、Wの知らないうちに見張りをしたが、結局、通行人などは来なかったため、仮にZが見張りをしなくてもWの強盗は成功していた。Zにはどのような罪が成立するか。

Q90 Xがさまざまな分野で応用可能なファイル共有ソフト「A」を開発して自己のウェブサイト上で公開し、インターネットを介して不特定多数の者に提供していたところ、Xとは全く面識のないYが、「A」をXのウェブサイト上からダウンロードし、ソフト「A」を使って、自己のパソコンから著作物であるゲームソフトや洋画のデータをインターネット利用者に対し自動公衆送信可能な状態にして、著作権者の有する公衆送信権を侵害し、著作権法 119 条 1 項の罪を犯した。Xは、ソフト「A」が著作権侵害に使われる可能性があることを知っていたため、自己のウェブサイトにおいて、ソフト「A」を著作権侵害のためには使わないよう呼びかけていた。Xに著作権法違反の罪の幫助犯は成立するか。

- Q91 市役所職員Yの妻Xは、Yに対し、市役所に弁当を納入している業者Aから、その見返りに賄賂を受け取るよう唆し、Yはこれを実行した。Xにはどのような罪が成立するか。
- Q92 賭博をしたことのないZは、賭博の常習者Wが麻雀賭博をするための資金を提供した。Zにはどのような罪が成立するか。
- Q93 A村の村長Xは、収入役Yと共謀の上、Yが収入役として業務上保管していた寄付金を酒代として費消した。Xにはどのような罪が成立するか。
- Q94 市役所職員Xとその妻Yは、市役所に弁当を納入している業者Aから、その見返りに賄賂を受け取ろうと相談し、2人でAと会い、Aに対し金品を要求して受け取った。Yにはどのような罪が成立するか。
- Q95 賭博をしたことのないZと、賭博の常習者Wは、2人で賭場に赴き、一緒に麻雀賭博をした。Zにはどのような罪が成立するか。
- Q96 賭博の常習者Xは、賭博をしたことのないYが麻雀賭博をするための資金を提供した。Xにはどのような罪が成立するか。
- Q97 Xは、自分の子どもAがYに殺害されそうになっているのを目撃した。Xは、これを容易に止めることができたが、Aが死亡してもかまわないと思い、放置した。その結果、AはYに殺害された。Xにはどのような罪が成立するか。
- Q98 Zは、自分の子どもWがBを殺害しようとしているのを目撃した。Zは、これを容易に止めることができたが、Bが死亡してもかまわないと思い、放置した。その結果、WはBを殺害した。Zにはどのような罪が成立するか。
- Q99 VとUは、Cから債権を回収するため、共謀の上、Cを監禁し、隠し財産の所在を追求した。しかし、Cが口を割らなかつたため、Uは、Cを殺すと言い出して、自動車でCを山林に連れて行った。Vは、殺害を阻止しようと思い、これに同行したが、山林において、自動車からスコップとつるはしを取ってくるようUから指示され、UがCの殺害に及ぶことを予測しながら現場を離れ、その間にUがCを殺害した。Vにはどのような罪が成立するか。

- Q100 Xは、実子A（3歳）を連れて、Yと同棲していた。Yは、自宅においてAに多数回殴打するなどの暴行を加え、死亡させた。Xは、妊娠中であり、また、Yから暴行を受けたことがあったことから、YがAに暴行を加えている間、暴行を制止するなどの措置をとらなかった。Xにはどのような罪が成立するか。
- Q101 XがYにAを殺すよう指示し、YがAに向けてピストルを発砲したところ、弾はAではなく、横にいたBに命中し、Bは死亡した。XとYにはどのような罪が成立するか。
- Q102 ZとWがC殺害を共謀し、ZがCに向けてピストルを発砲したところ、弾はCではなく、横にいたDに命中し、Dは死亡した。ZとWにはどのような罪が成立するか。
- Q103 XがYにAを殺すよう指示したところ、Yは、BをAと間違えて殺害した。XとYにはどのような罪が成立するか。
- Q104 ZとWがC殺害を共謀したところ、Zは、DをCと間違えて殺害した。ZとWにはどのような罪が成立するか。
- Q105 XがYにAの財布を窃取するよう唆したところ、Yは、その気になり、Aから財布を盗もうとしたが、Aの抵抗に遭ったため、ナイフをAの首に突きつけて脅して反抗を抑圧し、Aの財布を奪取した。XとYにはどのような罪が成立するか。
- Q106 Zが金に困っていたW、Vらに対してB方への窃盗を唆したところ、B方は施錠されていて侵入できなかったことから、Wらは、B方への侵入を断念した。しかし、Vが「俺たちは盗みのプロだ。プライドにかけてこのまま引き下がるわけにはいかない」と言ったので、Wらは、その気になり、隣家のC方に侵入して強盗を実行した。Z、W、Vにはどのような罪が成立するか。
- Q107 Xは殺人の意思で、Yは傷害の意思でAの攻撃を謀議した上、共同してAを殴打し、両者の殴打が相まってAを死亡させた。XとYにはどのような罪が成立するか。
- Q108 Zは殺人の意思で、Wは傷害の意思で共同してBを殴打し、Bを死亡させたが、いずれの殴打が致命傷を与えたかは不明であった。ZとWにはどのような罪が成立するか。
- Q109 XとYは、友人Aの嘘によってたびたび迷惑をかけられたことから、制裁を加えるためにAに傷害を負わせることを共謀し、共同してAに暴行を加えたところ、Aが謝罪



し、その場は収まった。この暴行により、Aは負傷した。3日後、Xは、偶然Aと再会し、話しているうちにささいなことで口論となり、殺意を抱いてAを殺害した。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q110 ZとWは、友人Bの嘘によってたびたび迷惑をかけられたことから、制裁を加えるためにBに傷害を負わせることを共謀し、共同してBに暴行を加え、負傷させたところ、Bが全く反省の態度を示さなかったことにZが立腹し、殺意を抱いてBを殺害した。ZとWにはどのような罪が成立するか。

Q111 医師Xが患者Aを殺害しようと思い、事情を知らない看護師Yに治療用の薬だと偽って毒薬を渡し、Aに飲ませるよう命じたところ、Yはそれが毒薬であることに気づいたが、Yも殺意を生じ、毒薬をAに飲ませ、Aは死亡した。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q112 医師Zが看護師Wに患者Bを殺害させるため、「この毒薬でBを殺せ」と言ってWに毒薬を渡したところ、Wはそれを冗談だと思い、治療用の薬と誤信して毒薬をBに飲ませ、Bは死亡した。ZとWにはどのような罪が成立するか。

Q113 Xは、Yの運転する自動車に同乗していた際、これ以上スピードを上げると死傷事故が起きるかもしれないと認識しながら、それでもかまわないと思い、Yに対し、スピードを上げるよう勧めた。Yは、大丈夫だろうと思い、スピードを上げたところ、ハンドルの自由を失い、Aをはね、死亡させた。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q114 Xの妻Yは、Xが夜中に家から出て行くのを不審に思い、Xの跡をつけた。XはA宅に入っていったが、しばらくしても出てこないで、YがA宅に入ると、Xから「強盗目的でAを殺害した。今から金目のものを探して持って帰るから、手伝え」と言われた。そこで、Yは、Xとともに金品を物色し、Aの財布等を持ち帰った。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q115 Zが強盗目的でBを殴打し、気絶させたところに友人のWが偶然出くわした。Wは、自分も金品が欲しくなり、Zと共にBの財布や時計を奪った。ZとWにはどのような罪が成立するか。

Q116 Vが恐喝の意思でCに対して暴行・脅迫を加えて畏怖させたところに友人のUが偶然出くわした。Uは、自分も金品が欲しくなり、Cから現金を受け取った。VとUにはどのような罪が成立するか。

Q117 XがAに暴行を加えていたところ、途中からYがXに加勢し、共同してAに暴行を加えた。Aは、Yが参加する以前にXが加えた暴行によって重傷を負った。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q118 ZがBに暴行を加えていたところ、途中からWがZに加勢し、共同してBに暴行を加えた。その結果、Bは重傷を負ったが、Bの傷害がWの加勢の前後いずれの暴行から生じたかは不明であった。ZとWにはどのような罪が成立するか。

Q119 XとYは、A殺害を共謀したが、Yは、「俺は降りる」と言い出した。Xは、「わかった、後は俺1人でやる」と言い、A殺害を実行した。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q120 ZとWは、B殺害を共謀し、Bへの暴行を開始したが、Wは、「俺は降りる」と言い出した。Zは、「わかった、後は俺1人でやる」と言い、Wは現場から立ち去った。その後、ZはB殺害を実行した。ZとWにはどのような罪が成立するか。

Q121 VとUは、C殺害を共謀し、共同してCへの暴行を開始したが、Uは、「もうやめよう」と言い出した。Vが「わかった、後は俺1人でやる」と言ったので、Uは、これ以上殴るのをやめるようVを説得した。Vは、一旦は犯行を中止したが、10分後、再びC殺害の意思を生じ、Cを殴り殺した。VとUにはどのような罪が成立するか。

Q122 Xは、Yらと共に現場の下見をした後、Yらとの間でA方への住居侵入・強盗の共謀を遂げた。Yらは、A方に侵入し、他の共犯者らのための侵入口を確保したが、屋外で待機していたXは、現場付近に人が集まってきたのを見て犯行の発覚を恐れ、Yに対し電話で「先に帰る」と一方的に告げ、現場を立ち去った。Yらは、Xが立ち去ったことを知ったが、強盗を実行し、Aを負傷させた。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q123 XとYは、A殺害を企て、Aへの暴行を開始したが、Yは、苦しむAを見て反省し、殺害をやめようとXを懸命に説得した。しかし、XがYの説得を聞き入れなかったため、Yは、「Aの殺害をやめなければお前を殺すぞ」とピストルでXを脅した。そこで、Xは仕方なく殺害をやめることにした。XとYに中止犯は成立するか。

Q124 X、Y、Zらが歩道上で雑談していたところ、通りかかったAと口論となり、AがXらの仲間の女性Bの髪をつかみ、引き回すなどの乱暴を始めた。そこで、X、Y、Zは、これを制止するためAを殴る蹴るなどし（侵害現在時における反撃行為）、AはB

の髪から手を放した。Aは後ずさるように移動し、XらもAを追っていき、YがAを殴打しようとしたため、一度はZがこれを制止したが、その後、YがAの顔面を殴打し(侵害終了後における追撃行為)、Aに傷害を負わせた。その間、Xは、Yの暴行を制止せず、傍観していた。XとYにはどのような罪が成立するか。

Q125 Xは、YがAに襲われそうになっているのを見て、Yに対し、「一緒にAを殴ろう」と叫んだ。そこで、XとYは、共同してAを殴り、傷害を負わせたが、Yは、Aが自分を襲おうとしていることに気づいていなかった。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q126 Xは、Aに襲われそうになった際、Yから「Aを殴れ」と言われたので、自分の身を守るため、Aを殴り、傷害を負わせた。しかし、Yは、AがXを襲おうとしていることに気づいていなかった。X、Yにはどのような罪が成立するか。

Q127 Xは、自己の占有するAの不動産に無断で抵当権を設定・登記した(第1行為)後、さらに同一の不動産を売却しその所有権を無断で移転・登記した(第2行為)。Xの罪責を論じなさい。

Q128 XとYは、共謀の上、覚せい剤取引を装いAをホテルの1室に呼びつけ、Yが覚せい剤をAから受け取って代金を支払わないままホテルから逃走し(第1行為)、XがAのいる部屋に行きAを殺害しようとしたが未遂に終わった(第2行為)。XおよびYの罪責を論じなさい。

Q129 Xは、A罪、B罪、C罪の順に罪を犯し、発覚したB罪、C罪につき判決(懲役1年・執行猶予3年)が確定した。その後、XはさらにD罪を犯し、その頃A罪も発覚した。B罪・C罪とA罪・D罪とは併合罪の関係に立つか。

Q130 Xは、2011年5月に、コンピュータ・ウイルスを含んだメールをAに送信し、その結果、Aのコンピュータは正常に動作しなくなった。その後、コンピュータ・ウイルスにより他人のコンピュータの機能を障害するなどの行為を処罰する不正指令電磁的記録に関する罪(168条の2・168条の3)が、平成23(2011)年6月に新設され、施行された。Xを不正指令電磁的記録に関する罪で処罰することは可能か。

Q131 Xは、A県教職員組合の執行委員長であったが、教職員組合がストライキを行った際、教職員に対して争議行為をするよう指示したため、争議行為あおりの企ての罪、および、あおりの罪(地方公務員法37条1項・61条4号)で起訴された。なお、Xの行為以前に出された最高裁判例は、地方公務員の争議行為あおりの罪が成立するために

は、争議行為自体の違法性が強いことに加え、あおりが争議行為に通常随伴する以上のものであることが必要であるという「二重の絞り論」を採用して、争議のあおり行為の処罰要件を厳しく絞る態度を示していた。この最高裁判例の基準を適用すれば、Xの行為は争議行為あおりの罪に該当しないものであった。Xの罪を審理する裁判所が、「この最高裁判例は変更すべきであり、Xの行為は争議行為あおりの罪に当たる」と考えたとき、Xを有罪とすることは可能か。

Q132 Xは、Aの財布を盗んだ。窃盗罪（235条）の法定刑は、10年以下の懲役または50万円の罰金であるが、仮にXの犯行後に法律が改正され、窃盗罪の法定刑を15年以下の懲役または50万円以下の罰金とする法律が施行されたとする。Xはどのように処罰されるか。

Q133 Yは、Bの財布を盗んだ。窃盗罪の法定刑は、10年以下の懲役または50万円の罰金であるが、仮にYの犯行後に法律が改正され、窃盗罪の法定刑を8年以下の懲役または50万円以下の罰金とする法律が施行されたとする。Yはどのように処罰されるか。

Q134 Xは、Aの財布を盗んだ。刑の全部の執行が猶予されるのは3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金の言渡しを受けるときだけとされているが、仮にXの犯行後に法律が改正され、5年以下の懲役を言い渡されるときにも刑の全部の執行を猶予してよいとする法律が施行されたとする。Xが懲役5年に処されるとき、刑の執行猶予を付することは可能か。

Q135 Xは、限時法の失効期日の直前にその刑罰法規に違反する行為を行い、起訴された後にその法は有効期間が経過し、失効した。Xを有罪とすることは可能か。

Q136 Xは、A（生後1カ月）の母親であり、独りでAを育てていたが、やがてAが疎ましくなり、Aが餓死してもかまわないと思いながら、Aにミルクを与えずに自宅の押入れの中に放置した。その後、Aは餓死した。Xの罪責について論じなさい。

Q137 Xは、かねてより不仲のAが自宅に来訪することを知り、Aの性格や日頃の態度から考えてXに殴りかかってくるものと予想したが、この機会を利用してAを徹底的に痛めつけてやろうと考え、木刀を用意して待ち構えていた。Xの予想どおり、来訪したAが素手で殴りかかってきたので、Xは、木刀でAの足をめった打ちにして、Aの足に重傷を負わせた。Xに殺意はなかったものとして、Xの罪責について論じなさい。

Q138 Xは、Aを射殺する機会をうかがっていたところ、公園でAとBが談笑しているの

を目撃した。そこで、Xは、Aを殺そうとしてピストルを発射したが、弾丸が外れてBに命中し、Bが死亡した。Bに対するXの罪責について論じなさい。

**【P男の分析】**

弾丸が外れて、狙ったAとは別のBが死亡したのだから、論点は方法の錯誤だ。AとBが談笑していたのをXが目撃したことは、方法の錯誤と関係がないから、無視してよい。

**【Q助の分析】**

Xは、AとBが談笑しているのを目撃したのであるから、Aの近くにBがいることを認識していたと考えられる。よって、方法の錯誤の問題以前に、Bに対する（未必の）殺意を肯定できるかを検討しなければならない。

Q139 Xは、Aを殴って転倒させ、同人にそのまま放置すれば死亡する危険のある頭蓋内出血の傷害を負わせた。Aは、病院において治療を受けたが、なお死亡する危険のある状態であったところ、Aの入院中に何者かがその病院に放火し、これにより発生した火災が原因でAは焼死した。Xの殴打行為とAの死亡との間に因果関係が認められるか。

**【規 範】**

因果関係は、実行行為の危険性が結果へと現実化したと認められる場合に肯定される。実行行為の危険性は、行為時に客観的に存在した全事情を基礎に判断する。

**【P男の当てはめ】**

人を殴打する行為から人の焼死という結果が生じることは相当とはいえないから、Xの殴打行為とAの死亡との間に因果関係は認められない。

**【Q助の当てはめ】**

Xの殴打行為の危険性はAの死亡という結果へと現実化したとは認められないから、Xの殴打行為とAの死亡との間に因果関係は認められない。

**【R子の当てはめ】**

Xの殴打行為には頭蓋内出血の傷害によりAを死亡させる危険性があつたが、この危険性は、火災によるAの焼死という結果へと現実化したとは認められない。よって、Xの殴打行為とAの死亡との間に因果関係は認められない。

Q140 Xは、Aの腹部を右手の拳で1回殴打し、さらに、腹部の痛みでしゃがみ込んだAの髪の毛をつかんだ上、その顔面を右膝で3回、立て続けに蹴った。これにより、Aは、前歯を2本折るとともに口の中から出血し、加療約1カ月間を要する上顎左側中切歯・側切歯歯牙破折および顔面打撲等のけがをした。Xの罪責を明らかにしなさい。

**【P男の解答】**

Xは、Aの腹部を右手の拳で1回殴打し、さらに、腹部の痛みでしゃがみ込んだAの髪の毛をつかんだ上、その顔面を右膝で3回、立て続けに蹴り、これにより、Aは、前歯を2本折るとともに口の中から出血し、加療約1カ月間を要する上顎左側中切歯・側切

歯歯牙破折および顔面打撲等のけがをしたのであるから、Xに傷害罪が成立する。

【Q助の解答】

XがAの腹部を手拳で殴打し、その顔面を蹴った行為は、Aの身体に対する不法な有形力の行使であり、「暴行」に当たる。そして、これにより、Aは加療約1カ月間を要する上顎左側中切歯・側切歯歯牙破折等のけがを負っており、これはAの生理的機能の障害、すなわち「傷害」に当たるから、Xに傷害罪が成立する。

Q141 以下の事例に基づき、Xの罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい。

X（35歳、男）は、ある夏の日の夜、某市内の繁華街の飲食店にいる友人を迎えに行くため、同繁華街周辺まで車を運転し、車道の左側端に同車を駐車した後、友人との待ち合わせ場所に向かって歩道を歩いていた。

その頃、A（23歳、男）は、酒を飲むため、同繁華街で適当な居酒屋を探しながら歩いていた。Aは、かつて暴走族に所属しており、少年時代から凶暴な性格で知られ、何度か傷害事件を起こして少年院への入退院を繰り返しており、この当時は、地元の暴力団の事務所に出入りしていた。

その日は週末であったため、繁華街に出ている人も多く、歩道上を多くの人が行き交っていたところ、Xは、歩道を対向して歩いてきたAと肩が接触した。しかし、Aは、謝りもせず、振り返ることもなく歩いていった。Xは、一旦はやり過ぎたものの、Aの態度に腹が立ったので、一言謝らせようと思い、4、5m先まで進んでいたAを追いかけた上、後ろからAの肩に手をかけ、「おい。人にぶつかっておいて何も言わないのか。謝れ」と強い口調で言った。Aは、振り向いてXの顔をにらみつけながら、「お前、俺を誰だと思ってんだ」などと言ってすごんだ。Xは、もともと短気な性格であった上、普段から体を鍛えていて腕力に自信もあり、Aの態度にひるむこともなかったため、XとAはにらみ合いになった。

XとAは、歩道上に向かい合って立ちながら、「謝れ」、「そっちこそ謝れ」などと言合いをしていたが、そのうち、Xは、興奮のあまり、Aの腹部を右手の拳で1回殴打し、さらに、腹部の痛みでしゃがみ込んだAの髪の毛をつかんだ上、その顔面を右膝で3回、立て続けに蹴った。これにより、Aは、前歯を2本折るとともに口の中から出血し、加療約1カ月間を要する上顎左側中切歯・側切歯歯牙破折および顔面打撲等のけがをした。

Xは、その直後、全速力で走って逃げ出した。Aは、「待て。逃げんのか」などと怒鳴りながら、Xの5、6m後ろを走って追いかけた。Aは、多数の通行人が見ている場所でXからやられたことで面子を潰されたと思って逆上しており、Xを痛めつけてやらなければ気持ちがおさまらないと思い、走りながらズボンの後ろポケットに入れていた折り畳み式ナイフ（刃体の長さ約10cm）を取り出し、ナイフの刃を立てて右手に持った。

Xは、約 300m 離れた車道上に止めてあった自分の車に乗り込み、運転席ドアの鍵をかけ、車を発進させた。Xが車を発進させた場所は、片側3車線のアスファルト舗装された道路であり、Xの車の前方には信号機があり、その手前には赤信号のため車が数台止まっていた。

Xは、前方に車が止まっていたので、低速で車を走行させたところ、Aは、走って同車を追いかけて、運転席側ドアの少し開けられていた窓ガラスの上端部分を左手でつかみ、窓ガラスの開いていた部分から右手に持ったナイフを車内に突っ込み、運転席に座っていたXの頭部や顔面に向けて何度か突き出しながら、「てめえ、やくざ者なめんな。逃げられると思ってんのか。降りてこい」などと言ってXに車から降りてこさせようとした。

Xは、信号が変わり前方の車がなくなったことから、しつこく車についてくるAを何とかして振り切ろうと思い、アクセルを踏んで車の速度を上げた。Aは、車の速度が上がるにつれて全速力で走り出したが、次第に走っても車に追いつかなくなったため、運転席側ドアの窓ガラスの上端部分と同ドアのドアミラーの部分で両手でつかみ、運転席側ドアの下にあるステップに両足を乗せて車に飛び乗った。その際、Aは、右手で持っていたナイフを車内の運転席シートとドアの間に落としてしまった。なお、Xの車は、四輪駆動の車高が高いタイプのものであった。

Xは、Aがそのような状態にあり、ナイフを車内に落としたことに気づいたものの、Aから逃れるため、「Aが路面に頭などを強く打ちつけられてしまうだろうが、Aを振り落としてしまおう」と思い、アクセルをさらに踏み込んで加速するとともに、ハンドルを左右に急激に切って車を左右に蛇行させ始めた。

Aは、それでも、開いていた運転席側ドア窓ガラスの上端部分を左手でつかみ、右手の拳で窓ガラスを叩きながら、「てめえ、降りてこい。車を止めろ」などと言っていた。しかし、Xが最初に車を発進させた場所から約 250m 車が進行した地点（Xが車を加速させるとともに蛇行運転を開始した地点から約 200m 進行した地点）で、Xが何回目かにハンドルを急激に左に切って左方向に車を進行させた際、Aは、手で自分の体を支えることができなくなり、車から落下して路上に転倒し、頭部を路面に強打した。その際の車の速度は、時速約 50 kmに達していた。Xは、Aを車から振り落とした後、そのまま逃走した。

Aは、頭部を路面に強打した結果、頭蓋骨骨折および脳挫傷等の大けがを負い、目撃者の通報で臨場した救急車によって病院に搬送され、救命処置を受けて一命を取りとめたものの、意識は回復せず、将来意識を回復する見込みも低いと診断された。

Q 1 = 第 1 講 【設問 1】    Q 2 = 第 2 講 【設問 1】    Q 3 = 第 2 講 【設問 2】  
 Q 4 = 第 3 講 【設問 1】    Q 5 = 第 5 講 【設問 1】    Q 6 = 第 5 講 【設問 2】  
 Q 7 = 第 5 講 【設問 3】    Q 8 = 第 5 講 【設問 4】    Q 9 = 第 5 講 【設問 5】  
 Q 10 = 第 5 講 【設問 6】  
 Q 11 = 第 5 講 【設問 7】    Q 12 = 第 6 講 【設問 1】    Q 13 = 第 6 講 【設問 2】  
 Q 14 = 第 6 講 【設問 3】    Q 15 = 第 6 講 【設問 4】    Q 16 = 第 6 講 【設問 5】  
 Q 17 = 第 7 講 【設問 1】    Q 18 = 第 8 講 【設問 1】    Q 19 = 第 8 講 【設問 2】  
 Q 20 = 第 8 講 【設問 3】  
 Q 21 = 第 8 講 【設問 4】    Q 22 = 第 9 講 【設問 1】    Q 23 = 第 9 講 【設問 2】  
 Q 24 = 第 10 講 【設問 1】    Q 25 = 第 10 講 【設問 2】    Q 26 = 第 10 講 【設問 3】  
 Q 27 = 第 10 講 【設問 4】    Q 28 = 第 10 講 【設問 5】    Q 29 = 第 11 講 【設問 1】  
 Q 30 = 第 11 講 【設問 2】  
 Q 31 = 第 12 講 【設問 1】    Q 32 = 第 12 講 【設問 2】    Q 33 = 第 12 講 【設問 3】  
 Q 34 = 第 13 講 【設問 1】    Q 35 = 第 13 講 【設問 2】    Q 36 = 第 13 講 【設問 3】  
 Q 37 = 第 13 講 【設問 4】    Q 38 = 第 14 講 【設問 1】    Q 39 = 第 14 講 【設問 2】  
 Q 40 = 第 14 講 【設問 3】  
 Q 41 = 第 15 講 【設問 1】    Q 42 = 第 15 講 【設問 2】    Q 43 = 第 15 講 【設問 3】  
 Q 44 = 第 15 講 【設問 4】    Q 45 = 第 15 講 【設問 5】    Q 46 = 第 16 講 【設問 1】  
 Q 47 = 第 17 講 【設問 1】    Q 48 = 第 17 講 【設問 2】    Q 49 = 第 17 講 【設問 3】  
 Q 50 = 第 17 講 【設問 4】  
 Q 51 = 第 17 講 【設問 5】    Q 52 = 第 18 講 【設問 1】    Q 53 = 第 18 講 【設問 2】  
 Q 54 = 第 18 講 【設問 3】    Q 55 = 第 18 講 【設問 4】    Q 56 = 第 18 講 【設問 5】  
 Q 57 = 第 19 講 【設問 1】    Q 58 = 第 19 講 【設問 2】    Q 59 = 第 19 講 【設問 3】  
 Q 60 = 第 19 講 【設問 4】  
 Q 61 = 第 19 講 【設問 5】    Q 62 = 第 19 講 【設問 6】    Q 63 = 第 19 講 【設問 7】  
 Q 64 = 第 19 講 【設問 8】    Q 65 = 第 19 講 【設問 9】    Q 66 = 第 19 講 【設問 10】  
 Q 67 = 第 21 講 【設問 1】    Q 68 = 第 21 講 【設問 2】    Q 69 = 第 22 講 【設問 1】  
 Q 70 = 第 22 講 【設問 2】  
 Q 71 = 第 22 講 【設問 3】    Q 72 = 第 22 講 【設問 4】    Q 73 = 第 22 講 【設問 5】  
 Q 74 = 第 22 講 【設問 6】    Q 75 = 第 22 講 【設問 7】    Q 76 = 第 22 講 【設問 8】  
 Q 77 = 第 22 講 【設問 9】    Q 78 = 第 23 講 【設問 1】    Q 79 = 第 23 講 【設問 2】  
 Q 80 = 第 23 講 【設問 3】  
 Q 81 = 第 23 講 【設問 4】    Q 82 = 第 23 講 【設問 5】    Q 83 = 第 23 講 【設問 6】  
 Q 84 = 第 23 講 【設問 7】    Q 85 = 第 23 講 【設問 8】    Q 86 = 第 23 講 【設問 9】  
 Q 87 = 第 23 講 【設問 10】    Q 88 = 第 23 講 【設問 11】    Q 89 = 第 23 講 【設問 12】  
 Q 90 = 第 23 講 【設問 13】



Q 91＝第24講【設問1】 Q 92＝第24講【設問2】 Q 93＝第24講【設問3】  
Q 94＝第24講【設問4】 Q 95＝第24講【設問5】 Q 96＝第24講【設問6】  
Q 97＝第24講【設問7】 Q 98＝第24講【設問8】 Q 99＝第24講【設問9】  
Q 100＝第24講【設問10】  
Q 101＝第25講【設問1】 Q 102＝第25講【設問2】 Q 103＝第25講【設問3】  
Q 104＝第25講【設問4】 Q 105＝第25講【設問5】 Q 106＝第25講【設問6】  
Q 107＝第25講【設問7】 Q 108＝第25講【設問8】 Q 109＝第25講【設問9】  
Q 110＝第25講【設問10】  
Q 111＝第25講【設問11】 Q 112＝第25講【設問12】 Q 113＝第25講【設問13】  
Q 114＝第26講【設問1】 Q 115＝第26講【設問2】 Q 116＝第26講【設問3】  
Q 117＝第26講【設問4】 Q 118＝第26講【設問5】 Q 119＝第26講【設問6】  
Q 120＝第26講【設問7】  
Q 121＝第26講【設問8】 Q 122＝第26講【設問9】 Q 123＝第26講【設問10】  
Q 124＝第26講【設問11】 Q 125＝第26講【設問12】 Q 126＝第26講【設問13】  
Q 127＝第27講【設問1】 Q 128＝第27講【設問2】 Q 129＝第27講【設問3】  
Q 130＝第29講【設問1】  
Q 131＝第29講【設問2】 Q 132＝第29講【設問3】 Q 133＝第29講【設問4】  
Q 134＝第29講【設問5】 Q 135＝第29講【設問6】 Q 136＝第30講【設問1】  
Q 137＝第30講【設問2】 Q 138＝第30講【設問3】 Q 139＝第30講【設問4】  
Q 140＝第30講【設問5】  
Q 141＝第30講【設問6】

© H. Ohtsuka, T. Sogo, T. Shiotani, K. Toyota

※ここに掲載した問題を無断で複製・転用・配布・販売などに二次利用することは、著作権法上禁じられています。